

高等学校等就学支援金制度

重要なお知らせ

(必ず、保護者の方に
渡してください)

1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象になりません。**

- 保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、**30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

【算定式】

(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

2. 受給資格の申請、収入状況の届出

【受給資格の申請（新入生の方）】

- 利用のためには、**申請が必要**です。入学時の4月など必要な時期に学校から案内があるので、必ず手続きを行ってください。
申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

【収入状況の届出（在校生の方）】

- 毎年7月頃、世帯の所得情報（課税額）が更新されるので、改めて学校からの案内に従い、**収入状況の届出が必要**です。届出手続のない場合、7月以降分が支給されませんのでご注意ください。
※過去にマイナンバーを提出した場合など、手続きが一部不要になる場合があります。詳細は学校からの案内に従ってください。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

3. 支給額

(1) 公立学校に通う生徒

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）
（国公立高校は授業料負担が実質0円になります。）

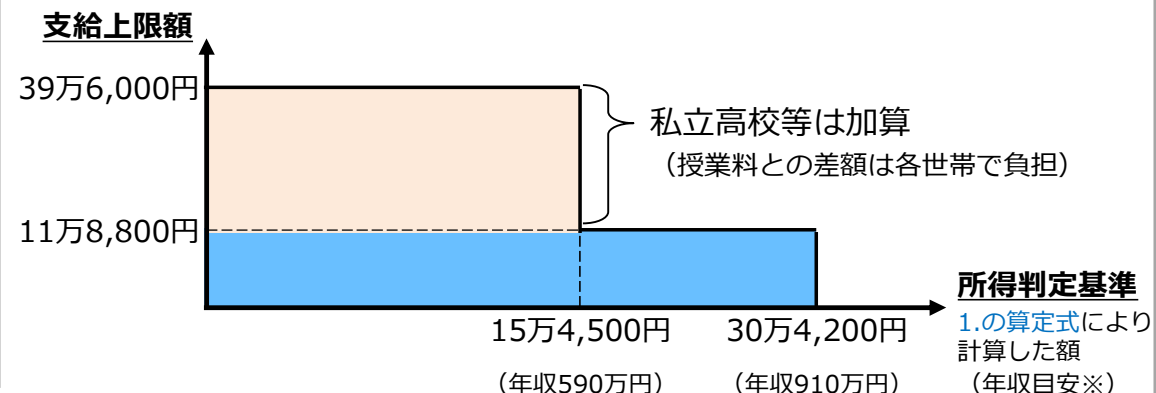
(2) 私立学校等に通う生徒

所得に応じて支給額が変わります（右図参照）。

※所得の判定基準は、**1.の算定式**により計算した額です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、実際の対象は変わるのでご注意ください。

全日制高校の場合の支給額



具体的な手続などは裏面をご覧ください →

4. 申請（収入状況の登録）

受給者全員
必要です！

入学時等に学校から案内があるので、申請を行ってください。
申請は、原則として、**オンライン**（パソコンやスマートフォン）で行い、次のいずれかの方法で**保護者等の収入状況を登録**します。

（1）マイナンバーカードを**持っている**場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得

（2）マイナンバーカードを**持っていない**場合

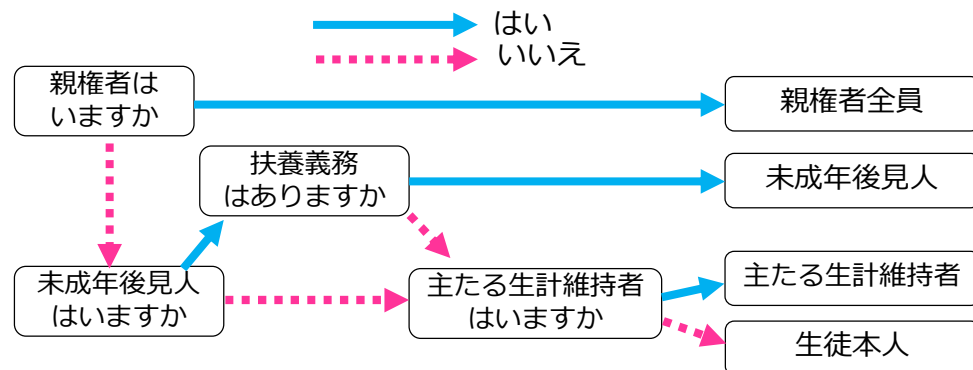
都道府県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力

※都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。
※税額の更正決定等により市町村民税の課税所得額（課税標準額）等に変更があった場合や、離婚・死別等により保護者等の変更があった場合は、就学支援金の受給資格や支給額の変更等が生じる可能性がありますので、速やかに学校にご相談ください。

【注意事項】

- 虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることがあります。
- 収入状況の登録は、原則、**親権者全員分**（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。詳細は、オンライン申請時に画面上で案内があります。

誰の収入状況の登録が必要か？



○成年年齢の引き下げについて

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。高校生が在学中に成年に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行うため、変更手続は不要です。

○収入状況の登録が困難な場合について

保護者等の収入状況の登録が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。まずは、学校等にご相談ください。

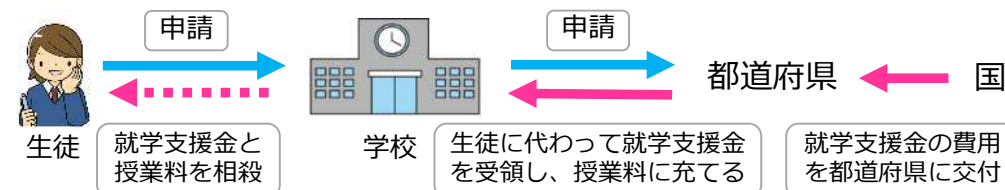
【収入状況の登録が困難と考えられる場合の例】

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
 - ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合
- 等

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

※学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。



6. 家計急変支援制度

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。

※対象となる要件等詳細については、
通われる学校へお問い合わせください。

文部科学省家計急変支援制度サイト：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



7. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯に対して授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『**高校生等奨学給付金**』（返還不要）や、都道府県独自の経済的支援があります。

※ 高校生等奨学給付金を受給するには、保護者が**お住まいの都道府県へ申請**する必要があります。

申請方法等は、通われる学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせください。各都道府県の問合せ先は、以下の「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」をご覧ください。

高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



文部科学省ホームページ：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

